

**1 助成対象事業は、次に掲げる事業です。**

- (1) 地域づくり対策事業：地域特性を活かし、自主性、独創性に富んだ活力ある地域づくりを行う者に支援を行い、地域の活性化と地域の振興を図る事業
- (2) 特産品開発チャレンジ事業：村において特産品の開発研究等事業を積極的に実施する者に対して必要な援助を行い、本村の経済発展と知名度の向上に寄与する事業
- (3) 商店街活性化事業：市街地の活性化を図るため、市街地区において実施される商工業者の事業拡大等に対して支援を行い、活力と魅力あるまちづくりを推進し、住民の雇用機会の拡大を図り、本村経済の発展と住民の福祉向上に資する事業
- (4) ふるさとづくり事業：村内全域において実施される、個性的なふるさとづくり活動を行う者に対して支援を行い、活力と潤いのあるまちづくりの推進に資する事業

**2 助成対象者は、次のとおりです。**

村内に住所を有する個人、団体及び法人とし、新規に村内で事業を開始する個人、団体及び法人等で事業開始までに住所を有する方です。ただし、いずれも税金等の未納があるものは、助成対象者から除きます。

**3 助成事業の詳細は、次のとおりです。**

※平成29年4月から平成34年3月までに限り、商店街活性化事業及びふるさとづくり事業に係る助成額を増額しています。

区分		対象 区域	助成対象基準	助成額等
地域づくり対策事業	地域振興調査・研究事業	村内 全域	生活基盤及びその他生活安心に関するものの調査・研究	助成額：対象事業費の50%以内 助成限度額：1事業50万円
	コミュニティ振興事業		住民のふれあい、繋がりに関るものの交流・催事	対象経費 広告費、会場借上料、会場設営費、報償費、消耗品、旅費等
	街なか生き生き活性化事業	市街地区	商店街の賑わい、交流、笑顔の創出に関するものの環境向上対策、催事	※助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。

区分		対象 区域	助成対象基準	助成額等
特 産 品 開 発 チ ャ レ ン ジ 事 業	特産品開発研究事業	村内 全域	①新たな商品若しくは既存の商品と比較し、差別化が図れる商品を開発研究するもの ②村内を始め一般販売等（提供）を目指すもの ③継続して製造・販売を目指すもの ※研究結果報告書の提出を義務付ける。	助成額：対象事業費の90%以内 助成限度額：1事業1年200万円  (3年間限度)  対象経費 原材料費、謝金、旅費、備品購入費（試作用）、市場調査費、商標登録料、品質検査費、デザイン開発費、印刷製本費等 ※助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。
	特産品販路開拓事業		特産品開発研究事業により開発された商品の販路拡大	助成額：対象事業費の90%以内 助成限度額：1事業100万円  対象経費 展示会等出展料、旅費、輸送費、賃借料、広告宣伝費等 ※助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。
	特産品販売組織設置事業		特産品開発研究事業若しくは特産品販路開拓事業を通して、生産・加工・販売等を一体的に行う事業体の設立	助成額：対象事業費の90%以内 助成限度額：1事業100万円  対象経費 定款作成費、登録免許税、登記料等 ※助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。

区分		対象 区域	助成対象基準	助成額等
商店街 活性化 事業	新規開店等施設整備事業	市街 地区	店舗新築、居抜き取得 ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を 除く	1. 新築・居抜き取得の場合 助成額：対象事業費の30%以内 助成限度額：1事業500万円 対象経費 建設整備費、家屋・土地取得費、備 品購入費等
	空き店舗、空き家活用事 業		空き店舗、空き家を増改築取得、賃 借による新規開店（移転開店を含 む）、借家から取得による店舗開店。 ただし、店舗に係る月額家賃の助成 を受けた村内の借家から賃借による 移転は除く ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を 除く	※村から取得した場合は除く 2. 既存店舗増改築・設備整備の場合 助成額：対象事業費の30%以内 助成限度額：1事業500万円 対象経費 建設整備費、備品購入費等
	既存店舗改修事業		既存店舗の建替え新築、増改築、設 備整備  ※以下に関係する新たな取組等経営 革新を図るものに限定する。 ①新たな顧客層の取込を図る整備 ②幅広い年齢層の集客を図る整備 ③新たな販路を開拓する整備 ④効率化を図り持続的経営とする整 備  ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を 除く	3. 賃借の場合 ①店舗改修 助成額：対象事業費の30%以内 助成限度額：1事業200万円 対象経費 改修整備費、備品購入費等 ②家賃助成 助成額：対象月額家賃の70%以内 助成限度額：1事業月額5万円 (2年間限度) 対象経費：月額家賃 4. 賃借から取得の場合 商店街活性化事業の「賃借」の助成 対象者に該当してから5年以内に取得

			<p>した場合、取得費の30%以内の額と「賃借」の助成額の合算額に対して50万円を限度に助成</p> <p>※1～4の助成金の額の1,000円未満の端数は切捨てるものとする。ただし、3②を除く。</p> <p>※1～4の各事業費の下限額は30万円とする。ただし、3②を除く。</p> <p>※1～4の対象経費に掲げる備品とは、国税庁が定める耐用年数4年以上のものを該当とする。</p>
ふるさとづくり事業	<p>村内</p> <p>全域</p>	<p>特産品の製造・販売等を行う施設の</p> <p>ほか、飲食業やサービス業を行う施設の整備等有形事業</p> <p>ただし、第4条第1項第3号の対象となる事業は除く</p> <p>※店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く</p>	<p>助成額：対象事業費の50%以内</p> <p>助成限度額：1事業300万円</p> <p>対象経費</p> <p>施設整備費、土地取得費、備品購入費等</p> <p>※助成額は1,000円未満切捨てとする。</p> <p>※事業費の下限額は30万円とする。</p>

4 用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 商工業者：商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に定める定義を準用する。ただし、営業形態については、毎月10日以上継続的に営業されるもの
- (2) 空き店舗、空き家：建物としての効用を保っているにもかかわらず、店舗又は住居としての利用がされていない状況で、かつ店舗として活用が出来るもの
- (3) 市街地区：更別村市街地活性化実施計画（平成22年10月作成）に示す市街地の区域
- (4) 特産品：本村で生産される農畜産物等やそれらの加工品